

令和2年8月6日

学生 各位

川 口 短 期 大 学
学生委員長 小山内 弘和

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

標記の支援金・給付金は、学生自らが申請することができる制度となります。条件に該当する学生は積極的に申し込んでください。

①制度の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることが出来なかった方に対して、労働者の申請により休業前賃金の8割（日額上限11,000円）の支援金・給付金を休業実績に応じて給付し、失業の予防を図るもの。

②申請の条件

以下の2つの条件に当てはまる方

1. 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小企業主に雇用される労働者。
2. その休業に対する賃金（休業手当）を受取ることが出来ない方。

申請書のダウンロード、申請方法や必要書類等の詳細は以下のURLから確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

以 上